

訪問看護ステーション あかしあ

運営規程

(事業の目的及び運営方針)

- 第1条 (1) 医療法人 富士たちばなクリニックより開設される訪問看護ステーション「あかしあ」は、指定訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な指定訪問看護を提供する事を目的とし、看護師等は、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能回復を目指すものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 群馬県知事指定「訪問看護」事業所
群馬県指定 第 1062090046 号
医療法人 富士たちばなクリニック
訪問看護ステーション あかしあ
- (2) 所在地 前橋市富士見町原之郷975 番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第3条 ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況を把握し、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。
- (2) 看護職員 看護師 5名（常勤4名・非常勤1名）
理学療法士 2名（常勤2名）
看護職員は、指定訪問看護の提供に当たるものとし、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成するものとする。

(営業日及び営業時間)

第4条 ステーションの営業日及び営業時間は事業者 富士たちばなクリニックの職員就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（ただし、12月29日から1月3日までは除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第5条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の内容
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション 訪問看護の一環でリハビリテーション中心の訪問の場合、看護職職員に代わって理学療法士等が訪問する場合があります。
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、前橋市と吉岡町と渋川市の一部（伊香保町）とする。

(緊急時における対応方法)

第7条 1 訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 当事業所は、万全の体制で指定「訪問看護」サービス提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭った方の救済、事故の拡大防止などの必要な処置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

(苦情処理体制)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供したサービスに関する利用者の要望・苦情に対し速やかに対応する。

(利用料金)

第10条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じるものとする。

交通費	通常の事業実施地域（前橋市・吉岡町・渋川市）以外で、片道概ね15km以上の場合 300円。※渋川市は伊香保町
-----	---

衛生材料費	訪問看護を行うに当たって処置等治療に必要なガーゼやテープ類マスク・グローブ類は主治医の先生の所属する病院等や当ステーションで用意いたしますが（医師の指示による個別の訪問看護で必要な場合）、訪問看護以外に必要なものは（おむつなど）用意していただきます。ご不明な点や質問のある方はご相談ください。
-------	--

死後処置料

10000円

※費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知を徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第13条 訪問看護職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品について衛生的な管理に努める。

(その他の事項)

第14条

- 1 訪問看護ステーション「あかしあ」は社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。また、退職後も同様の対応を行う。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 富士たちばなクリニックとの協議に基づいて定めることとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１９年８月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１９年１１月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２３年５月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２５年１２月２０日から施行する。

附則

この規程は、平成２７年２月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２７年６月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２７年８月１６日から施行する。

附則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成３０年３月１６日から施行する。

附則

この規程は、平成３０年８月２１日から施行する。

附則

この規程は、平成３０年９月１日から施行する。

附則

この規程は、平成３０年１１月１６日から施行する。

附則

この規程は、平成３１年　２月　１日から施行する。

附則

この規程は、令和１年　１０月　１日から施行する

附則

この規程は、令和４年　　４月　１日から施行する

附則

この規程は、令和４年　　４月　１日から施行する

附則

この規程は、令和４年　　７月　１日から施行する

附則

この規程は、令和６年　　６月　１日から施行する

附則

この規程は、令和７年　　４月　１日から施行する